

新型コロナウイルス感染症蔓延下における大学体育実技の運営 (1)

－授業運営方針決定の経緯と学生と教員のチャット分析から－

Management of university physical education under COVID-19 restriction (1) : Decision-making process for direction of class management, and analysis of online chat between students and teachers

須田和也 (共栄大学)
Kazuya SUDA

概要

新型コロナウイルス感染症は2019年12月に中国で発見された。感染が世界に拡大する中、日本政府はじめ関係各省庁、そして大学自体もこの“見えざる敵”に翻弄されてきた様子を記録に残した。収束どころか進化し続けるウイルスの脅威の中で、まさに暗中模索で体育実技の実施に至った経緯を記録し、その過程で新たなツールとして用いられた学生と教員とのチャットの分析により、実施した授業の成果と課題を抽出することを目的とした。現状では、感染症対策を基本的な最重要授業運営方針と位置づけ、科目に応じた柔軟な対面授業と遠隔授業の配置をすべきと考える。大学の授業科目は専門性とそれに準じた授業形態により教育効果は最大になるのである。

キーワード：大学、体育実技、新型コロナウイルス感染症、COVID-19、遠隔授業、リモート授業

Abstract

COVID-19 first appeared in China in December 2019. The Japanese government, relevant ministries and agencies, and the university itself have been at the mercy of this "invisible enemy". This paper documents my efforts to implement a physical education program under the threat of the ever-evolving virus and the social and physical restrictions it has forced on us. Data from online discussions between students and teachers on the Microsoft Teams Chat platform allowed us to follow the progress of the program, and the difficulties and issues that arose from it.

Currently, our main concern for class management is to reduce the threat of infectious disease, and so we should arrange for a flexible mix of face-to-face and online classes, depending on the subject.

Keywords : University, physical education, Corona Virus Disease-19, Remote classes

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症 (Corona Virus Disease 19 : COVID-19) が世界中に蔓延している。2021年4月26日現在患者数は148,190,387人、これまでの死者数は3,112,206人¹で、今後も世界規模の増加が予想される。日本においてはCOVID-19の感染対策として「三つの密²」の回避と「新しい生活様式³」が求められている。日本を含み世界各国に与え続けている経済的な混乱と損失、それは将来を担う若者の育成という使命を持つ教育現場においても同様である。子どもたちや学生、そして教師たちも自己への感染と感染拡大に対する不安と戸惑いの日々を送っている。

地球 46 億年の歴史の中で、初期のウイルスは 30 億年前には既に存在していたという。直立 2 足歩行を始めた猿人がアフリカの出現したのはおよそ 700 万年前で、私たちホモサピエンス出現したのは“たかが” 20 万年前である⁴。地球史上ウイルスはヒトの“大先輩”である。ウイルスは細胞内でしか増殖できないため、他者との交流が前提の集団生活を営む文明社会においては増殖の機会が増える。山本 (2011) は「文明は感染症のゆりかご」であると述べており、文明の発展と感染症の拡大は表裏一体の関係であることをみごとに表現している。ヒトの遺伝子の塩基配列はおよそ 30 億対あるが、約半数はウイルス由来の塩基配列であると解析されており⁵、ウイルスがヒト細胞に入り込み進化に与えて続けてきた影響は計り知れない⁶。また、かつて人類が遭遇し、恐れおののいた感染症は数え切れないほどある⁷。地球史上は“若輩者の人類”ではあるが、他の生物と比べて“いびつなまでに肥大化した脳”を駆使して戦いを挑み続けてきたのが、時には人を死に至らしめる“大先輩のウイルス”である。しかし、その大先輩に打ち勝つ（撲滅、終息を迎えるに至った）ことができた例は唯一天然痘だけである⁸。このように人類とウイルスの“いままでの関係”をみれば“with コロナ”つまり、新型コロナウイルス“ありき”の思想は、あながち間違いではなさそうだし、人類の英知に心から期待しているのも事実であり、決して諦めるわけではないが、ヒトの進化にとってのウイルスの意味を正しく理解し“認める・つきあっていく”ことが、ヒトの“生物としての懸命な態度”といえるのではなからうか。

史上初の新型コロナウイルス感染症患者が報告された 2019 年 12 月 31 日からほぼ 1 年後、感染は拡大し収束の兆しが見られなかった 2020 年 12 月 25 日、成田空港局での感染力が在来株の約 1.5 倍と言われる変異株⁹の発見が報告された。RNA ウイルスは単純構造であるがゆえに変異しやすく、新型コロナウイルスはその類である。しかし、日本では待ちに待ったワクチン接種が“ようやく” 2021 年 2 月 17 日に医療従事者を対象に始まったばかりであった。目に見えない敵の進化のスピードは、人類の思惑をはるかに超えて、急速に加速しているように思えてしかたがない。

今、コロナ禍¹⁰において教育のあり方が模索されている。人同士の接触が前提のスポーツ・身体運動を教材とする体育実技においては、よりの確かつ十分な COVID-19 への対策が求められている。現在、小中高等学校及び特別支援学校はもとより、大学においても体育実技の担当者のほとんどが運営上の困難に直面していると思うに難しくない。

本稿は COVID-19 蔓延下において体育実技の新たな授業運営に至ったその経緯を記録し、学生と教員とのチャットの分析を通じて、授業の成果と課題を明らかにすることを目的とした。この目的を達成することは、収束の兆しがみえない現在においても継続して実施されている授業の質の向上のための知見を得ること、そしておそらく未来に必ずや再来するであろう未知の感染症蔓延下における授業運営の礎になるという価値を有する。

2. 2020 年度体育実技の開設が後期に延期になった経緯

本学体育実技の授業は 2020 年までは前期に開講されていた。本章においては、体育実技開講が後期に延期になった経緯を COVID-19 の拡大に伴う、政府をはじめとする関係各省庁の動向、そして 2020 年度前期授業開始までの本学の対応と、それに伴う筆者担当の体育実技が後期開講に延期になった経緯を記載する。

2.1 COVID-19 感染拡大と関係各省庁の対応

2020 年が明けて後期講義の再開前日の 1 月 5 日、世界保健機関 (WHO) は WHO 中国国務事務所から、2019 年 12 月 31 日に中国湖北省武漢市で未知の病因 (原因不明) の肺炎が検出された症例の報告を受けた。2020 年 1 月 3 日現在で、中国の国家当局からは未知の病因の肺炎患者は 44 人で、このうち 11 例が重症で、残りの 33 人の患者は安定した状態にある¹¹とのことであった。この報道がこの後世界中に蔓延する新型コロナウイルス感染症発症の第一報であった。翌 1 月 6 日厚生労働省は国立感染症研究所の報告を受けて、発症

確定数は59例であり、うち7例は重症、死亡例なしで、59例の発症日は2020年12月12日から29日の間で、この時点では感染経路は不明で、ヒト-ヒト感染の明らかな証拠はない¹²と報告しており、これが国の機関による新型コロナウイルス感染症関連の第一報であった。発症の起源は現在も調査中で、その他の起源の可能性は他にも多数考えられている¹³。明確な発症時期と場所は特定できておらず現在も調査中である¹⁴。

1月14日には神奈川県内の医療機関から管轄の保健所に対して、中国武漢市の滞在歴がある日本人初の新型コロナウイルス陽性患者の報告¹⁵、1月24日に2例目、28日までに8例が報告¹⁶され、1月30日には後に感染拡大の大きな要因となるCOVID-19の特徴である無症状者の確認¹⁷、そして2月13日に日本での初の死者が確認された¹⁸。感染拡大による患者数及び死者数の増加はさらなる加速が予想され、政府には可及的速やかな対策・対応が求められた。

感染拡大のもと、1月28日政府は、新型コロナウイルス感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に基づき、指定感染症とする政令(令和2年政令第11号)を制定した。これにより感染者に対する入院の勧告等の措置ができるようになったわけである。

さらに、政府は1月30日閣議決定として、新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現状を鑑み、対策を総合的かつ強力に推進するため、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第15条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部(以下対策本部とする)を設置した。

教育機関である小中高等学校に対する関係各省庁からの事務連絡・要請も1月下旬から頻繁に行われるようになった。1月24日、文部科学省から小学校内で感染者が発生した場合の対応¹⁹、2月25日は卒業式・入学式の開催における留意事項²⁰が通知された。対策本部は2月25日「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針²¹」を決定、同日文部科学省は「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)方針²²」において学校の臨時休校の措置に関する基本方針の等について連絡した。そして3月28日対策本部は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」²³を決定した。同日文部科学省から小中高等学校および特別支援学校へ等へ一斉臨時休業の要請が行われた。

大学においては文部科学省より、一斉臨時休業の対象にはなっていなかったものの、新型コロナウイルス感染症専門家会議²⁴の見解を踏まえて、学事日程の編成における留意点の通知²⁵があった。

表1にCOVID-19感染拡大に関する出来事の一部を掲載する。国内で感染が広がっている様子がうかがえる。

表1 新型コロナウイルス感染症に関する報道等

期日	出来事	出典
2020.1.24	WHO「現状は国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」には該当せず	https://www.who.int/news/item/23-01-2020-statement-on-the-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-(2019-ncov)
2020.1.31	WHOの緊急委員会は、新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 PHEIC : Public Health Emergency of International Concern)」に該当すると発表	https://www.who.int/news/item/30-01-2020-statement-on-the-second-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-(2019-ncov)
2020.2.5	横浜港に寄港したクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」新型コロナウイルスの陽性者が判明	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09276.html
2020.2.8	さっぽろ雪まつりでクラスター発生の疑い	日本経済新聞 2020.2.29 朝刊
2020.2.11	WHO 新型コロナウイルスによる肺炎を COVID-19 と命名	朝日新聞 2020.2.12 朝刊 3 ページ
2020.2.13	北海道北見市生活関連商品展示会の参加者の中で「クラスター」発生	朝日新聞 2020.2.29 朝刊 29 ページ
2020.2.15	大阪ライブハウスでクラスター発生	朝日新聞 2020.3.1 朝刊 23 ページ
2020.2.28	北海道緊急事態宣言発令	朝日新聞 2020.2.29 朝刊 1 ページ

2020. 3. 11	新型コロナウイルス感染症の状況は「パンデミック」であると、WHO 事務局長が表明	https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019
2020. 3. 16	厚生労働省が16日までの「クラスター」の全国分布をしめす地図を公表	朝日新聞 3月17日朝刊 3ページ https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000608450.pdf
2020. 3. 25	東京都が外出自粛要請	朝日新聞 3月26日朝刊 1ページ
2020. 3. 29	海外渡航歴ある京都府の大学生4名の感染が確認	朝日新聞 3月30日朝刊 25ページ
2020. 4. 3	大阪のショーパブでクラスター発生	朝日新聞 4月3日朝刊 17ページ
2020. 4. 2	福岡市の老健施設でクラスター確認	朝日新聞 4月3日朝刊 22ページ
2020. 4. 7	政府が緊急事態宣言を7都道府県に発令	脚注 25

以下図1から図4に2020年1月から授業開始の5月末日までの日本と世界のCOVID-19の感染者数と死者数²⁶を示す。

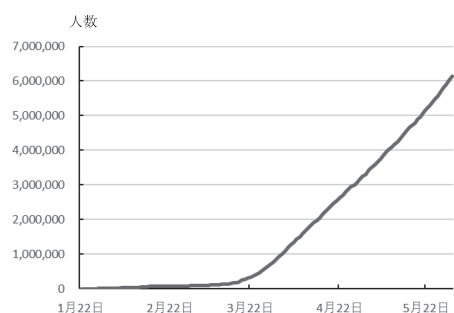


図1 世界患者数

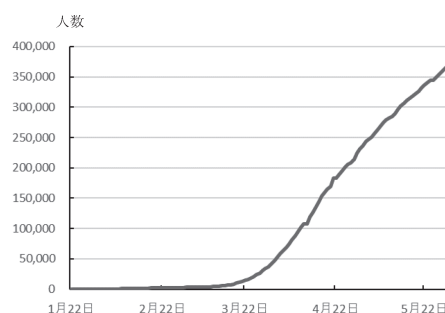


図2 世界死者数

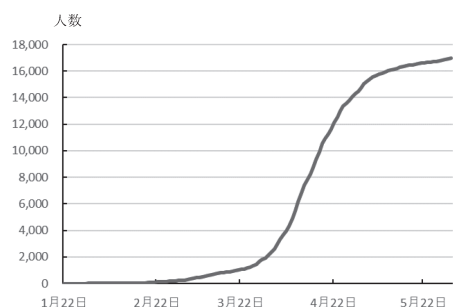


図3 日本患者数

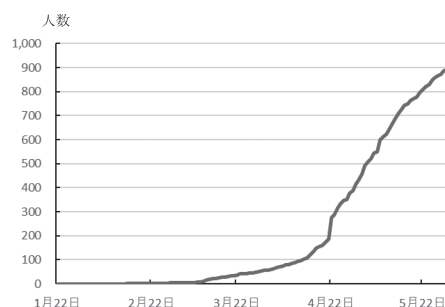


図4 日本死者数

世界規模で見ると患者数は2月1日に、死者数は3月19日で1万人を超える。日本の患者数が千人を超えたのは3月21日、死者数が100人を超えたのは4月13日であった。

2.2 2020年度前期授業開始までの本学の対応

2020年2月25日、2019年度第10回全学運営協議会（以後協議会と略）では「新型コロナウイルスの感染拡大にかかる大学の対応について」が審議され、翌2月26日の2019年度第11回教育学部臨時教授会にて、学長より「新型コロナウイルスにかかる大学の対応」が全教員へ提示された。内容は2月27日から3月15日まで大学構内の原則閉鎖（講習会等の延期あるいは中止、各種会議の原則禁止、部活動を含む学内諸活動を見合わせる）、卒業式は実施未定等であった。3月5日には学長からのメール配信レターにより、卒業式の中止、入学式は予定の4月3日から4月30日に延期が通知された。

そして、3月10日の第11回協議会では授業開始日を含む学年歴の審議が始まり、3月17日の第12回協

議会では同審議事項が継続審議され、4月30日の入学式の実施、および5月4日の授業開始を含む学年歴が承認され確定した。その学年歴は翌18日の学長からのレターで各教員に通知された。この時点で5月4日の授業開始確定を教員は知ることになった。文部科学省からは3月24日、学事日程の編成における留意点が通知²⁷され、協議会での決定事項の後押しをした。

新年度を迎え、4月7日の2020年度第1回教授会において、延期となっていた入学式は中止が通知、すべての授業が遠隔授業を中心に実施する旨の授業実施の方向性が示された。折しもこの日がその後数回繰り返される最初の緊急事態宣言²⁸発令の日であった。学生に対しては、翌4月8日、ホームページ上で「『緊急事態宣言』に伴う本学の対応」として、主に4月8日から5月6日の大学構内の立ち入り禁止等の措置の連絡がされた。

なお、4月10日の時点で、例年通り授業を実施する大学は、全国では2.3% (894大学のうちの21大学)、緊急事態宣言の対象の7都道府県 (東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡) では0% (全385大学が延期を決定・検討、あるいは例年通り実施するが遠隔授業を実施・検討) であった²⁹。本学がある関東圏内の大学全てが予定通りに授業を始めることができなかったのである。

4月16日には、5月7日の授業開始に向けての具体的な方法が、教育学部・国際経営学部学両部長から「2020年度前期授業に関して」が通知された。教務課からは体育実技担当の筆者宛に、前期開講であるならば室内 (遠隔) でできるものを、あるいは感染収束を見込んで、後期に延期するかの提案があった。その回答は4月20日が期限であった。

2.3 体育実技における遠隔授業について

前例のない事態において、インターネット等を活用し、どのように学びの質を維持するのか、各教員が如何に苦慮したか想像するに難くない。当初新たに用いられた用語としての「遠隔授業」を、体育実技では「学生は通学せずに自宅等で指定の運動課題に取り組み教員がその評価をする」と解釈・理解した。遠隔授業は対面授業と異なり、実際、どの程度学生が運動課題に取り組んでいるかの確認が困難である。現在インターネット上の動画配信サイトには、数多くのエクササイズ系の動画が存在し、また、運動強度・負荷の設定の仕方や多くの情報はネットで検索をすればすぐに無料で視聴できる。これらは利用可能である。また簡易的に心拍数を測定できる器具もあるが、しかし授業で購入ということとなると費用負担の問題が生じてくるし、予算の問題もある。体育実技の重要な評価事項としての「運動の量と質」は対面であるからこそ確保と評価が可能であり、自宅例えば無料で配信されている「エクササイズ動画を見ながらやる」ことを課題としても運動の質と量が確保できる保証はない。また、「運動が好きで、好んで動画を探して、自らの意志で実施する学生ばかりではない」という体育実技における一般的な動機づけの問題も根本にある。前例がない事態であるため当然のことであるが、4月16日の段階では参考にできる研究・実践記録もなかった。自宅での体育実技の遠隔授業は運動の質と量の確保が困難であるため、感染収束の見通しがたたないものの、収束を期待しつつ、後期に延期することを決断し、これを教務課からの調査に含めて4月20日に回答をした。

3. 体育実技が対面授業と遠隔授業の併用になった経緯

感染収束を期待しつつ、体育実技の後期実施が決定した。その後は体育実技運営方針の基盤となる協議会の決定事項と、それを受けての教務課からの通知を待つことになった。以下にその経過を記載する。

5月26日、協議会で緊急事態宣言解除後の授業スケジュールについて、6月17日には後期の授業の実施方針が協議されはじめ、以後継続審議されることになった。7月14日には「共栄大学 COVIT-19 活動指針 (以後活動指針と略)」(学長裁定)³⁰について協議・決定され、現状のレベルはⅡであることが確認され、各教員へも周知された。以後、毎週レベルの確認をすることとなった。この会で後期期授業運営について、両学

部学部長より（おそらく運営案の）説明があった。8月4日、状況レベルⅡで確認、9月1日を目処に学生に後期授業について提示することが決まった。8月14日には、8月4日の協議会の決定事項として、教務課より学部長名で、「後期授業の実施について」が各教員へ電子メールで配信された。その内容は、後期も活動指針のレベルⅡが予想され、感染蔓延の収束の見通しは立たず、授業運営方針を「オンライン授業をメインに、人数を制限して一部の授業を対面で実施」するとのことであった。科目別の記載もあり、体育実技は国際経営学部は「授業内容により対面授業が必要であれば対面授業を取り入れる状況に応じてクラスを半分に分けることもある」に分類、教育学部では「一部対面授業可能授業内容等により対面授業を取り入れる1・2年次の科目は隔週開講」に分類される、との内容であった。「2.3 体育実技における遠隔授業」における運動の質と量の確保の問題があるため、その旨筆者と教務課と協議し、後期の体育実技は全面的な遠隔授業ではなく、対面授業（以後対面体育と表記する）と遠隔授業（以後遠隔体育と表記する）の併用³¹がこの時点で決定した。

4. COVID-19 蔓延下の体育実技の運営方針の決定

ここでは、はじめに2019年度までの共栄大学体育実技の概要について述べ、その後COVID-19蔓延下における2020年度の体育実技の授業運営方針決定の過程について記載する。

4.1 2019年度までの体育実技の概要

共栄大学は埼玉県春日部市に所在する私立大学である。2001年に国際経営学部一学部として開設された。2011年には教育学部を新設した。2019年度における1学年の定員は国際経営学部200名、教育学部130名、大学全体の収容定員は4倍の1320名である。科目としての体育実技は大学設立当時から一般教養系の授業として開設されていた。体育実技は、両学部ともに必修1単位卒業要件に関わる科目で、教育学部においては教員免許取得の要件でもある。

体育実技の主な目標は、心身の健全な育成、健康と体力の維持増進を図ることとしていた（2019シラバスより）。国際経営学部においては種目選択制を取っており、2019年度の担当教員は教育学部所属の筆者と非常勤講師1名の2名体制であった。過去実施した運動種目は、テニス、バレーボール、バドミントン、卓球、バスケットボール、ターゲットバードゴルフ等（開講当初より2012年度までは集中授業としてのスキー実習も）であった。体育館等施設上の限界のため各種目とも50名定員で実施（定員超過の場合は抽選により決定）していた。教育学部の体育実技は1年次前期に開設されていた。運動種目はソフトバレーボールとターゲットバードゴルフを実施していた。

4.2 COVID-19 蔓延下の体育実技の運営方針の決定の経緯

8月14日に体育実技の対面体育と遠隔体育の併用が決定したことにより、後期の授業開始の9月28日までのCOVID-19蔓延下の体育実技の授業運営方針と具体的な運営方法について検討する準備期間ができたことは不幸中の幸いと言ってよかったであろう。夏休み期間を利用して後期9月28日の体育実技の授業開始まで、準備を行うこととなった。

4.2.1 COVID-19 蔓延下におけるスポーツ・運動の実施に関わる関係省庁からの通知等

感染拡大初期段階から、小中高等学校の児童生徒、学生、保護者及び教職員等へ、関係各省庁からの通知の周知を促す事務連絡³²があった。私学である本学には日本私立大学協会から、感染予防と拡大防止の注意喚起はあったが特別な指示はなく、基本的には文部科学省のコロナ関連のウェブサイトに掲載の通知に従う³³とのことであった。表2に後期授業開始の9月28日を経て、授業開始後も参考にした、コロナ禍における

体育・スポーツ活動実施に関する関係各省庁からの通知等を一覧で示す。これらを参考に体育実技の運営方針を決定した。表2には小中高等学校宛の通知、また、部活動・運動部に関する留意点も記載してあるが、これは大学体育実技においても適応可能な事項が含まれていたからである。

表2 COVID-19 蔓延下におけるスポーツ・運動の実施に関わる関係省庁からの通知等

通知等	参考箇所
スポーツ庁事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大防止と運動・スポーツの実施について」2020年4月27日 https://www.mext.go.jp/content/20200427-mxt_kouhou02-000004520_2.pdf	外出自粛時の運動・スポーツのあり方、屋外で安全にスポーツ・運動（ウォーキング・ジョギング）を行うためのポイント
スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」2020年5月14日 https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf	体育館等の施設の消毒や管理等
スポーツ庁事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性」2020年5月21日 https://www.mext.go.jp/sports/content/20200522-spt_sseisaku01-000007433-1.pdf	呼吸困難や熱中症の恐れがあるため学校の授業におけるマスク着用は必要ない。ただし、感染対策を十分に行う。
スポーツ庁事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取り扱いについて」2020年5月22日 https://www.mext.go.jp/sports/content/20200522-spt_sseisaku01-000007434-1.pdf	
スポーツ庁事務連絡「『安全に運動・スポーツをするポイントは？』の改正について」2020年5月22日 https://www.mext.go.jp/sports/content/20200522-spt_sseisaku01-000006777_2.pdf	科学的見地に立った見直し点、マスクの着用について、ウォーキング・ジョギングの留意点
スポーツ庁「熱中症事故の防止について（依頼）（2ス健ス第7号）」2020年5月28日	
文部科学省「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン（2文科高第238号）」2020年6月5日	大学における体育施設の使用、遠隔授業等の活用
一般社団法人大学スポーツ協会安全安心委員会「新型コロナウイルス感染症対策としての『UNIVAS大学スポーツ活動再開のガイドライン』」2020年9月25日 https://www.univas.jp/uploads/2020/06/e1958ea00fdcf640b5e18bbf31eac511.pdf	大学スポーツ活動の再開について（大学スポーツ活動再開の前提、再開に向けた注意等）、運動部として実施すべきこと、大学（スポーツ統括部局）として実施すべきこと
文部科学省「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（2文科初第809号）2020年9月3日	感染予防のためのマスクの着用について
文部科学省「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）」（2文科高第543号）2020年9月15日	体育実技を含む授業の一般的注意事項
スポーツ庁事務連絡「今年度の体育における学習活動の取り扱いについて」2020年10月7日 https://www.mext.go.jp/sports/content/20201007-spt_sseisaku02-000010400_1.pdf	各種目別の感染防止策
文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（周知）（2文科高第934号）」2021年1月8日	緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動への留意事項

4.2.2 COVID-19 蔓延下の遠隔授業の具体的取組

一般的な遠隔授業の具体的な取り組みについては、後期授業開始の9月28日までは富家（2020）のMicrosoft Teamsによる実践研究、河尻・國分・江口・土田・鈴木・武笠・松本・堀木・佐久間・郷良（2020）のZoomを用いた遠隔授業についての取り組みの報告、藤原（2020）の大学でのICT活用についての提案、都築（2020）のオンライン授業導入における課題、京都看護大学看護学部（2020）によるオンライン授業の取り組み等が報告されていた。

小学校の体育の実践例としては、庄司（2020）が器械運動、表現運動の例を挙げている。ウェブカメラを用いて教師と子どもたちが一堂に会し、画面上で参加して実施する形態である。小学生を対象に双方向型であり、ネット環境が充実していることが前提であった。

大学体育実技の遠隔授業についての知見がみられ始めたのは、後期授業が始まった9月28日より後の10

月以降であった。これには藤木 (2020) のスマートフォンのアプリケーションを用いての授業展開例、近藤 (2020) の遠隔授業に至る経緯と実施内容と課題、山津 (2020) の九州地区で開講されている教養体育での新型コロナウイルス感染症対策の調査と対応策を検討している。大学独自の専門性と学習環境が前提となった報告であった。これらの知見を参考に運営方針を決定した。

4.3 COVID-19 蔓延下の本学体育実技の運営方針

4.2.1 COVID-19 蔓延下におけるスポーツ・運動の実施に関わる関係省庁からの通知等、および
4.2.2 COVID-19 蔓延下における遠隔授業の具体的取組を参考に本学体育実技の運営方針を以下のように決定した。

第一に運動種目設定の観点として、感染リスクの最小化を目指し「三つの密」の回避が基本とした。そして以下6つの基準を設けた。①個別性 (個人種目)、②安全性 (怪我や事故のリスクが低い)、③難易度が低い (だれでもできる、難しくない)、④継続性 (長時間時持続可能)、⑤変化性 (退屈しない)、⑥程よい運動強度 (有酸素運動であること) である。

そして、評価の妥当性、正当性という観点から、運動結果の文章による記述と数値による客観的評価を実施することとした。

また、COVID-19 蔓延のため、学生はどうしても自宅で過ごす時間が多くなり生活リズムが乱れることが予想された。適切な生活リズムの確保は、感染症対策以前に、健康の維持・増進と管理を目的とする体育実技にける重要な課題である。運動の質と量の確保とともに、課題への取り組み姿勢を含む適切な評価をすることとして、「あらかじめ自己決定した時間帯における運動の適切な質と量の確保、及び課題の提出」を遠隔体育の運営方針の一つの柱とした。

5. 学生と教員のチャット分析

5.1 分析の目的

紙面の制約上、体育実技の具体的運営の詳細をここで記すことはできないが概要を以下に示す。共栄大学では2020年前期から、学生の受講の成果と出席の確認をする課題の提示と回収を、Microsoft Forms と Teams³⁴で行っている。体育実技も同システムが有効活用できるように、2019年度までの本学学生の特性を踏まえた体育実技の授業運営を参考に、対面体育と遠隔体育によるものと決定した。遠隔体育の主な運動種目は「ウォーキング³⁵ エクササイズ³⁶」とした。学生にはスマートフォンのGPS機能を用いたアプリケーションで運動記録 (日時、歩数、移動距離、運動時間、地図ログデータ) を取り、Forms で作成した「体育実技実施報告書」に運動の記録を提出させた。提出された記録は、教員が一人一人の課題達成状況をチェックして、毎授業、1クラス分をフィードバックした。また、同システムのチャット機能を活用した。遠隔体育とともにFormsによる課題の作成・提出、提出された課題の管理・保管、Teamsのチャット機能などによる体育実技の運営は初めての試みであった。チャットは「話題と発話」³⁷から構成される。学生から教員へ発信された延べ話題数は273、教員から学生へ発信された延べ話題数は326であった。このネット上に残されたの文章の分析を行うことにより遠隔体育の成果と課題を探ることを目的とした。

5.2 分析の方法・手順

筆者が担当した体育実技 (教育学部3クラス137名、国際経営学部3クラス81名の合計218名) の履修者全員のチャットデータを分析の対象とした。これには一人で複数回教員にチャットで教員に情報発信している学生や、1度も使用していない学生の両方が含まれる。期間は後期授業開始9月28日から冬季休業含む授業終了の2月1日までの127日とした。

得られたデータの整理の第一の手順として、話題の整理・分類のため、チャットに残っている期日、学籍番号、発話などの情報をエクセルシートに落としこむ作業を行った。第二の手順として、まず1つ1つの話題に筆者が授業担当者の見地から、内容をできるだけ確に簡記した話題名を付け、次に類似の話題名ごとにグループ化し、そして最終的にグループ化されたグループの話題内容の特徴が反映される話題名を付けた。これらの手順により最終的にどのような話題(グループ名)があり、それに含まれる発話の数が明らかとなった。これを分析の対象とした。

5.3 結果

5.3.1 学生と教員のチャットによる情報発信量

表5と表6に分析対象となるデータの基本統計量として単語数と発話数を示した。延べ話題数は学生274、教員326であった。表6の延べ発話数を見ると学生は502、教員は468であった。このことより、1話題の平均発話数は学生1.83、教員1.44であり、つまり、1つの話題について学生と教員間で平均1回から2回の「やり取り」をしたことになる。学生からの一回の話題における最大発話数は11回、教員は最大6回という、平均値よりかなり多い発話を含む話題もあった。1話題の最小発話数については学生においては「はい」、教員からも「了解しました」などの文字数が短いものであった。話題によって発話数に差があることがうかがえる。教員の発話数の一日平均は3.68であり、一日あたり3から4回の発話をしたことになる。

表5 学生と教員の情報発信 (単語数)

	学生	教員
総単語数	32,080	40,616
延べ話題数	274	326
1話題の平均単語数	117.1	124.6
1話題の最大単語数	698	1,210
1話題の最小単語数	1	1

※1話題の平均単語数=総単語数÷延べ話題数として算出

表6 学生と教員の情報発信 (発話数)

	学生	教員
総発話数	502	468
延べ話題数	274	326
1話題の平均発話数	1.83	1.44
1話題の発話数の標準偏差	1.21	0.87
1話題の最大発話回数	11	6
1話題の最小発話回数	1	1

※1話題の平均発話数=総発話数÷延べ話題数として算出

表7に学生、表8に教員の応答の有無について記載した。応答とは学生あるいは教員から発信された発話に対する返信のことである。表8より学生の応答率は82.0%、表9より教員の応答率は97.6%であった。「返信なし」の18.0%は、教員からの発信に対して理解したかしていないかは不明である。教員の「返信せず」の内訳は授業直前の欠席や遅刻連絡に対してであり、授業内で応答となったものである。教員の発信・返信の一日平均は2.57であり、一日2から3回の発話をしたことになる。

表7 学生の応答

	N	%
発信・返信	274	82.0
返信なし	60	18.0
	334	100.0

表8 教員の応答

	N	%
発信・返信	326	97.6
返信せず・対面体育で回答	8	2.40
	334	100.0

5.3.2 学生からの話題の内訳

表9は学生からの発信・返信があった274例の話題の内訳である。上位の「承諾・承知」とは教員からの話題に対する理解を示した発話で25.2%、「欠席・遅刻連絡」が23.7%、「運動実施時間帯に対する申し入れ」が22.6%であった。「学生の事情説明」は課題提出遅延の理由や、教員からの課題に対する何らかの指摘に対する回答である。

表10に表9の「運動実施時間帯に対する申し入れの理由」の詳細を示した。運動実施時間帯に対する申し入れの中で一番多かったのは「第1回授業で運動実施時間帯確定後の再変更願」で35.5%であり、これが学生からの運動時間実施帯に関する話題の数的特徴といえる。この話題が学生から発信されたのは、授業開始後のおよそ2週間目までであった。

表11に表9の「問い合わせ・質問」の詳細を示した。「運動課題」に関する問い合わせが37.1%と多数を占めた。その内訳は遠隔体育特有のものであった。第2回目の遠隔体育の課題として実施・測定した「肥満の解消・防止に効果的な運動強度の設定方法」や「ウォーキングの仕方」の質問が多数を占めた。「フィードバック」は毎回遠隔授業後に教員から学生に戻されるフィードバック内容に対する質問である。

表12に表9の「運動種目変更の申し入れの理由」の詳細を示した。「体調不良」が37.5%、「コロナ」が37.5%あった。コロナの詳細は、体調が悪いわけではないが、登下校の乗車における感染の心配・不安、あるいは家族からの指示による投稿を控え、自宅で配信動画によるエクササイズに変更したいというものであった。

5.3.3 教員からの話題の内訳

表13は教員からの発信・返信した326例の話題の内訳を示したものである。「学生からの質問・問い合わせに対する回答」が59.2%、次いで「課題のフィードバック」が32.8%であった。

表9 学生からの発信した話題の内訳

	N	%
承諾・承知	69	25.2
欠席・遅刻連絡	65	23.7
運動実施時間帯に対する申し入れ	62	22.6
問い合わせ・質問	35	12.8
運動種目変更の申し入れ	16	5.84
学生の事情説明	13	4.74
その他	14	5.11
	274	100.0

表13 教員から発信した話題の内訳

	N	%
学生からの質問・問い合わせに対する回答	193	59.2
課題のフィードバック	107	32.8
督促	12	3.68
その他	14	4.29
	326	100.0

表10 運動実施時間帯に対する申し入れの理由

	N	%
第1回授業で運動実施時間帯確定後の再変更願	22	35.5
運動実施時間帯変更願（私事、寝坊、法事等）	12	19.4
運動実施時間帯変更願（体調不良）	11	17.7
運動実施時間帯変更願（他科目実施による）	6	9.68
報告書時間外提出受理願	11	17.7
	62	100.0

表14 学生からの質問・問い合わせに対する回答の内訳

	N	%
了解・許可・受理、およびその後の手順等の指導	109	56.5
質問に対する回答	26	13.5
指導・指示・助言等	25	13.0
学生からの申し入れに対して承知・許可・受理しないこととその理由の説明	24	12.4
授業スケジュールの説明	4	2.07
運動課題の説明	4	2.07
時間割の説明	1	0.52
	193	100.0

表11 問い合わせ・質問

	N	%
運動課題	13	37.1
運動着・用具	2	5.7
時間割	4	11.4
実施環境	3	8.6
天候	1	2.9
フィードバック	6	17.1
相談（体調不良等による授業参加可否）	6	17.1
	35	100.0

表15 課題のフィードバック

	N	%
報告書が時間外提出であることの指摘	44	41.1
時間外運動実施の指摘	24	22.4
運動課題の実施不備の指摘	21	19.6
報告書の記載不備とその箇所説明	15	14.0
報告書未提出の指摘	2	1.87
課題の提出方法の間違いの指摘	1	0.93
	107	100.0

表12 運動種目変更の申し入れ（ ）は理由を示す

	N	%
種目変更願（遠方在住）	1	6.25
種目変更願（怪我）	3	18.8
種目変更願（体調不良）	6	37.5
種目変更願（コロナ）	6	37.5
	16	100.0

表 14 に表 13 における「学生からの質問・問い合わせに対する回答」話題の詳細を示した。「了解・許可・受理、及びその後の手順等」が 56.5%、次いで「質問に対する回答」「指導・指示・助言等」が 13.0%であった。これら 3 つで 83.0% を占めた。一方「学生からの申し入れに対して承知・許可・受理しないこととその理由」は 12.4% であった。

表 15 に表 13 における「課題のフィードバック」の詳細を示した。5.1 でも述べた形式で、学生が提出する「体育実技実施報告書」に対するフィードバックを、全員へ行っていた。それとは別に、体育実技実施報告書の記載内容に顕著な不備が見受けられた場合は、チャットにてダイレクトに個別にフィードバックを行った。その内容が表 15 に示したものになる。「報告書の時間外提出であることの指摘」が 41.4%、「時間外運動実施の指摘」が 22.4% と、基本的な課題提出のルールに対するフィードバックである。一方、「運動課題の実施不備の指摘」は 19.6% と少なかった。課題に取り組むまで時間帯を守ることや、運動課題はできても送信が遅れるなどの基本的なミスが多かった。

5.4 考察

5.4.1 チャットの使用目的と意義

通常授業においては、目の前の学生ら直接・即自的に質問や問い合わせがあるが、遠隔体育ではそれが不可能である。チャットは遠隔体育において学生と教員の双方のコミュニケーションツールとして、直接的な会話の代替機能を担っていた、とみることができる。「ソーシャルメディア」の 10 代及び 20 代の平均利用時間及び行為者率が突出して高い³⁸ ことから、学生のチャットによる教員との会話は、取り組みやすいものであったと思われる。それが体育実技で活用されたことは、体育実技の新たな方向性を示したものと見える。

遠隔体育は一人で実施するため課題のフィードバックは、課題の達成度の評価と動機づけという観点からも特に重要である。学生がチャットでフィードバックを受け取ることにより、対面体育で遠隔体育のフィードバックの時間をとらずに済み、対面体育の課題に集中できたこともチャットの成果といえよう。また、学生は「いつでも、どこでも、教員からのフィードバックを得ることができる」メリットがあったといえる。

表 9 の学生からの発信された話題の中で、欠席・遅刻連絡が 23.7% もあったことは予想外であった。欠席・遅刻連絡は、ガイダンス等で指示・指導したわけではなく、学生の自主的な発話でその大半を占める。体育実技は実技科目のため学生は出席に対する認識が他の科目と異なっていた可能性や、他の科目で欠席遅刻連絡に関する指示が出ていたことが影響しているのかもしれない。体育実技に限らず、通常授業においては電話や電子メールや以外に遅刻や欠席の事前連絡をする手段はない。すべての授業でチャットが教員と直接簡単に連絡を取れるようになったことは、欠席・遅刻連絡が多く行われた理由としてもおかしくはない。理由が何れにせよ、教員が学生の事情を知ることができたことは成果とえよう。

5.4.2 第 1 回授業で運動実施時間帯確定後の再変更願

表 9 から、一度自己決定した運動実施時間帯を変えたいと考え学生が多くいたことがうかがえる。そして表 10 における「第 1 回授業で運動実施時間帯確定後の再変更願」は、ほぼ授業開始後の 2 週間目くらいまでに集中していたことを踏まえると、その理由は以下のように推測できる。第 1 回目対面のガイダンスで、遠隔体育の実施時間帯の詳細を講義して、各自実施可能な時間帯に遠隔体育の時間を設定させた。にも拘わらず再変更の願が多くあったのは、遠隔体育の目的と実施方法の理解不足が理由の 1 つとして考えられる。また、前期からの授業において、ほとんどの科目で時間割上の曜日から 2 日以降で課題の提出期限が設定されていたため、体育実技も同様と判断した可能性もある。可能性というのは、各教員が他の教員がどのように課題の設定と締め切りを設定しているか知る術はないからである。学生から見れば、遠隔体育も他の科目と同様に、自分が実施可能な時間帯に課題をやって、締め切りまでに提出してもよい、と認識した学生がいた可能性もある。また、遠隔体育一回目対面ガイダンスの時点で時間割は確定していた。しかし、他の科目の遠隔授業の運営の詳細について、学生はその情報を受け取っていない、あるいは受け取っても理解できな

かったために、遠隔体育の時間を設定・申告した後に変更せざるを得なかった可能性もある。

表10における第1回授業で運動実施時間帯確定後の再変更願は22例であり、学生から発信された総発話数274例のうちの8.03%である。全ての学生に完璧な授業の目的と課題の理解を求めることは困難ではあるが、できるだけこの数値を下げる具体策が必要であり今後検討したい。

5.4.3 運動実施時間帯の変更願について

表14で見られるように、学生の質問・問い合わせに対する回答の約半数は「了解・許可・受理、及びその後の手順等」であった。これには単に遅刻や欠席に対する返信も含み、表10 運動実施時間帯に対する申し入れの理由の「第1回授業で運動実施時間帯確定後の再変更願」、「運動実施時間帯変更願(体調不良)」、「運動実施時間帯変更願(他科目実施)」、また表12の「運動種目変更の申し入れ」等への対応をしていたことによる。この背景には、大学からは登校せずに自宅で遠隔授業を希望する学生はその対処をするように指示が出ていたこと³⁹が理由として考えられる。学生への申し入れに対して柔軟に対応していたとみることができる。一方、同表からは「学生からの申し入れに対して承知・許可・受理しないこととその理由」もほぼ同数あった。その内訳は、個人的な基本的なルールが守られないものが多数を占めていた。4.4.2で述べたように、第1回目の授業で遠隔体育では運動実施時間帯は、原則体育実技の時間帯に実施するが、不可能な場合は、一週間の中で、自己決定による実施可能な時間帯90分を設定して行うことを周知していた。しかし、「アルバイトが急に入ってしまった」「他のことを優先したい」「寝坊した」「つい忘れていた」「用事(詳細不明)があったため」などの個人的な理由や、さらには「運動する時間が決まっていたことを知らなかった」等の受講上の基本的事項の不理解があげられる。多く授業運営に対する誤った認識による申し入れが大多数であり、それらの申し入れについては自己決定した運動時間変更の許可する理由はなりえない。このような許可・受理しないこととその理由の説明の発話は24例で、教員の総発話数のから算出すると7.98%と少ない。しかしながら、5.4.2で考察した第1回授業で運動実施時間帯確定後の再変更願の問題と同様に対策が課題である。

5.4.4 学生と教員に生じるチャットコミュニケーションの弊害

時間的自由度が高いチャットによる学生と教員のコミュニケーションの有効性については先に述べた。しかしながら、自由度の高さはよるメリットがあっても、それが対面コミュニケーションと同質であるということとは全く異なる。表7で分かるように、教員からの発話に対して、2割ほどの学生は返信をしていなかった。対面であれば教員からの問いかけと学生の応答は瞬時に行われ、学生と教員ともに相手の反応を見て、さらに会話を深め、理解を深めることが可能である。時間的自由が保障されるため、返信をすることを忘れてしまったのかもしれないが、教員はその確認をする術はない。未返信は教員の発話内容を受け取った学生が理解しているのかも不明である。もし、理解できていなかった場合話題は棚上げとなって、発話だけがネット上に浮いている状態になっていしまう。このような事態になったらコミュニケーションは成立しない。

時間的自由度が高いということは、対面のコミュニケーションでは保証される会話の即応性が保証されないことを意味する。つまり、自由度が高いチャットによるコミュニケーションにこそ、定期的に教員からのチャットによるメッセージが届いているかどうかのチェックが必要となる。「チェックする曜日、時間帯等、どのようにチャットを使うのか」という、チャット使用における基本的なルールの確立が必要である。これも学部学科通じての基本的な全体ルールとして周知徹底することが必要と考える。

5.4.5 教員の仕事量と負担感の増加

遠隔体育というかつてなかった授業形態において、チャットが学生と教員双方のコミュニケーションを補うことには貢献したことは5.4.1でも考察した。学生からの質問・問い合わせに応じることは教員の基本的かつ重要な仕事であること通常授業と同様である。感染症の有無の問題ではない。

しかしながら、5.3.1で記載したとおり、教員の発信・返信の一日平均は2.57であり、一日2から3回の発

話をしたことになる。通常授業事態ではなかった新たな職務である。また、基本的に文字情報は情報量が対面コミュニケーションより少ないことは周知の事実である。説明を十分行うためには、かなりの文字数と記載の時間が必要となる。結果 5.3.1 で一つの話題で発話数が 11 もあった学生は、配布資料をよく読まないで質問する、聞いたことについて回答できずに別のことを答える、教員の説明を理解できないことによる。このような学生の対応にはチャットだけによって十分理解を求めるためには多大な時間と労力が必要となり、応答・返信の全ての過程で数時間を要することもある。一方で、その他の学生へのフィードバックの文書を作り、Teams 等を介して返信する。この作業は場合によっては日にちをまたいで行わないと終わらないこともある。

以上のように、遠隔授業が導入されることにより、かつてはなかった教員の仕事量の増加が問題となってくる。専門性・教科特性による違いは想定したうえで、かつて経験したことがない COVID-19 蔓延下における大学教員の負担感の実態を把握する必要性は十分にあると考える。

6. 終わりに

2020 年 12 月、ウイルスにとっては進化といえる感染性の高い変異株⁴⁰ がイギリスで検出された。2021 年 4 月現在においても在来株にとって代わる新たな脅威となり、感染拡大は加速している。収束どころか進化し続けるウイルスの脅威の中、まさに暗中模索で体育実技実施に至った経緯を記録し、そして授業の成果と課題を抽出することにより、今後の大学体育授業の運営の一助にでもと殊に思い本稿の執筆をした。

チャット分析からは、学生から通常授業と同様に指導助言に対する応答、欠席や遅刻連絡など基本的な話題の発信、教員からも質問や問い合わせに対する応答や課題のフィードバックなどがあり、学生と教員双方の“やり取り”が遠隔授業においても対面授業と同様にできることが認められた。コミュニケーションツールとしてのチャットを用いた、感染症対策としての遠隔授業の新たなあり方が示唆されたものと言える。一方、学生からの課題に対する申し入れもがチャットを通じて多数あったことから、授業の目的と方針の周知徹底当運営方法の周知は、遠隔授業では難しことも示唆された。科目ごとに別々に運営方法の検討は必要であるが、基本的なチャット等のインターネットツールの使用方法と制約や条件を、科目を超えた枠組みの設定が求められる。チャットによる学生と教員の“やり取り”の自由度は高く手軽である反面、対面コミュニケーションとは全く異なる情報量の少なさによる問題が提起される。そして対面授業では「いままで、やっていなかった」仕事の増加と、それに伴う教員が抱える負担が少なくないことについても言及した。

一方で、インターネットを介した Teams による授業運営は、COVID-19 が収束した後、間違いなく対面授業をサポートすることに疑いの余地はない。コロナ禍で期せずして得た経験と知識は、全面对面授業が復活したときには新たな強力な「授業サポートツール」として活用が期待できる。

「大学等の教育においては豊かな人間性を涵養するためには、直接の対面による学生同士や学生と教員の間での人的な交流が行なわれること等も重要な要素」である⁴¹。これは特に人と人の交流が前提である実技科目としての体育実技において十二分にあてはまる。現状においては、まずは感染症対策を基本的な最重要授業運営方針と位置づけ、それぞれの科目特性を尊重した柔軟な対面授業と遠隔授業の配置をすべきである。大学の授業は専門性とそれに準じた授業形態により教育効果は最大になり授業の質の保証は確実となることは明らかである。

紙面の制限上、本稿において遠隔体育の種目ウォーキングエクササイズの実施方法を含む具体的な授業運営方法と、授業の効果をみる学生へのアンケート調査の結果については、紙面を新たにすることとして終わりとしたい。

注

¹ Bing COVID-19 data sources

<https://help.bing.microsoft.com/#apex/18/en-us/10024> (2021 年 4 月 26 日閲覧)

² 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 (第 6 回)「新型コロナウイルス感染症対策の見解」2020 年 3

月9日が示した、感染拡大のリスクが高くなる、換気の悪い「密閉」空間、多くの人が集まる「密集」場所、近距離での会話や発話などの「密接」場面を示す。

- 3 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第13回）において提言された、感染拡大を防止する生活様式のこと。
- 4 山内一也（2020）『新版 ウイルスと人間』岩波出版、pp.1-12.
- 5 かつてレトロウイルスに感染し、そのRNAから逆転写されたDNAが私たちのゲノムに組み入れられて残った塩基配列と、かつてDNAウイルスが感染し、それが私たちのゲノムの中に残った塩基配列が、私たちヒト・ゲノムの約半分を占める（武村、2013）。
- 6 一例をあげると、哺乳類の胎盤には子どもを母体の免疫機能から守るシンチシン細胞があり、その形成にはウイルス由来のシンチシンという遺伝子が不可欠である。つまり、ウイルスが哺乳類の胎盤獲得に寄与した（武村、2019）。
- 7 石弘之（2018）『感染症の世界史』株式会社KADOKAWA
- 8 1980年5月、WHOは天然痘の世界根絶宣言を行った。
- 9 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について」（2020年12月25日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15791.html
- 10 「禍」は「災い」を意味し、緊急事態宣言が発出された4月下旬から大手新聞各社の紙面で用いられるようになった。（滝島、2020）
- 11 “Pneumonia of unknown cause-China” 2020.1.5.WHO Website
<https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unknown-cause-china/en/>（May 7,2021）
- 12 厚生労働省「中華人民共和刻湖北省武漢市における不明肺炎の発生について」（2020.1.6）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08767.html（2021.2.15 参照）
- 13 忽那賢志（2020）「新型コロナはいつから世界に広がっていたのか」
<https://news.yahoo.co.jp/byline/kutsunasatoshi/20200627-00184576>（2021.2.10. 参照）
- 14 2021年2月10日時点では新型コロナウイルスの起源を探るWHOの国際調査団が10日、中国湖北省武漢市での現地調査を終えて帰国の途に就いたところである。
- 15 「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（1例目）」（2020.2.16）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html（2021.2.10 参照）
- 16 「厚生労働省報道発表資料 2020年1月」https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/houdou_list_202001.html（2021.2.10 参照）このサイトにおいて、1月以降の感染拡大の経過を詳しくみることができる。
- 17 厚生労働省「新型コロナウイルスに関連した無症状病原体保有者の発生」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09273.html（2021.2.10 参照）
- 18 厚生労働省「新型コロナウイルスに関連した患者発生について（27例目）」（2020.2.13）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09503.html（2020.2.10 参照）
- 19 文部科学省事務連絡「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（依頼）」2020年1月24日
- 20 文部科学省事務連絡「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方」2020年2月25日
- 21 2月21日時点での講じている対策と今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を整理し、基本方針として総合的に示したもので、重要事項として①国民・企業・地域等への情報提供、②サーベイランス（発生動向調査）、③感染拡大防止策、④医療提供体制、⑤水際対策、⑥その他について、を示した。
- 22 文部科学省事務連絡「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第2報）」2020年2月25日
- 23 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」は、2020年4月7日改訂国民の命を守るための感染者数の抑制、医療提供体制や社会機能の維持を重要な課題として、「三つの密」を避けることと、クラスター

- (集団感染の) 発生と、爆発的感染拡大 (オーバーシュート) を回避するための具体的な行動方針を示した。
- ²⁴ 対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催について」(2020年2月14日)で発足した、対策本部下の医学的な見地から助言等を行う、座長は脇田隆字、副座長は尾身茂とする政府諮問機関。
- ²⁵ 文部科学省「令和2年度における大学等の授業の開始等について (通知) (元文科高第1259)」2020年3月24日
- ²⁶ 図1と図2は、Bing COVID-19 data sources <https://help.bing.microsoft.com/#apex/18/en-us/10024> (2021年2月13日参照) に記載されている数値を用いて、図3と図4は、厚生労働省「(新型コロナウイルス感染症についての) オープンデータ」<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html> (2021年2月13日参照) を用いて、筆者が作成。
- ²⁷ 前掲載 25
- ²⁸ 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症 (同法附則第1条の第1項に規定する新型コロナウイルス感染症を言う。以下同じ) に関する政令。2020年4月7日から5月6日までであったが、感染終息のめどが立たず5月31日まで延長された。
- ²⁹ 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について」2020年4月13日
- ³⁰ 平常時の「レベル0」含み緊急事態宣言発令のレベルⅣのレベルにおける授業、研究、学生等の行動指針を示したもの
- ³¹ 国際経営学部および教育学部の体育実技では履修者を半数に分けて、対面授業と遠隔授業を隔週で行うという形式になった。ただし教育学部においては、対面授業においても、さらに体育館と室外に2分して運営することとなった。
- ³² 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について (依頼)」2020年1月24日
- ³³ 日本私立大学協会「新型コロナウイルス感染症下でのご留意方お願い (私大協コロナ対策第1報)」2020年4月10日
- ³⁴ 共栄大学遠隔授業支援チーム 秋山高善・高木祥・神山友宏・伊藤大河 (2020)『オンライン授業入門 Microsoft Teams & Form を活用した遠隔授業と学生サポート』株式会社インプレスに詳しい。
- ³⁵ 具体的なウォーキングの方法、運動強度の設定方法は、財団法人 健康・体力作り事業財団 (2009)『健康運動実践指導者養成テキスト』江南堂、pp.111-122. に詳細が記載されている。
- ³⁶ 前掲載 23 において、野外の運動や散歩などは、生活や健康の維持のために必要なものは外出自粛の対象外とされている。また、スポーツ庁「『安全に運動・スポーツをするポイントは?』」(2020年4月27日)で、身体的及び精神的な健康を維持するためには体を動かすことや運動は必要であり、ウォーキング・ジョギングは推奨されており、その実施上の感染症対策が示されている。
- ³⁷ 本稿における「話題」とは、チャット上で学生と教員で共有可能な「1つのテーマや関心事」と定義する。「発話」は話題についての会話の基本単位を示す。パソコンの画面上では相互のやり取りの中で“吹き出し”でくられる。話題は学生と教員の複数の発話から構成されている。
- ³⁸ 総務省「情報通信白書令和2年版」
- ³⁹ 文部科学省「大学等における本年度後期の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について (周知) (2文科高第543号)」2020年9月15日において、面接授業を実施するにあたり、基礎疾患を有するなど重症化リスクが高い学生、通学のために要する移動距離が長い学生、重量化リスクが高い高齢者と同居している学生、面接授業の実施について不安を有する者については自宅での遠隔授業を認める取り組みを参照せよとの指示があった。
- ⁴⁰ 国立感染研究所「英国における新規変異株 (VUI-202012/01) の検出について (第1報)」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/10074-covid19-27.html> (2021年4月28日閲覧)
- ⁴¹ 文部科学省「令和3年度大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について (周知) (2文科高第1125)」2021年3月4日

引用文献・参考文献

1. 図書

- 庄司寛之編著 (2020) 『with コロナ時代の授業のあり方』 明治地図書出版株式会社、pp.130-135.
- 武村政春 (2019) 『ヒトがいまあるのはウイルスのおかげ！－役に立つウイルス・かわいいウイルス・創造主のウイルス－』 さくら社、pp.173-176.
- 武村政春 (2013) 『新しいウイルス入門』 講談社、pp.139-152.
- 山本太郎 (2011) 『感染症と文明』 岩波新書、pp.17-39.

2. 雑誌

- 赤澤紀子 (2020.12) 「遠隔授業による大学初年次教育と上級科目のグループワーク演習実践報告」『情報教育シンポジウム』、pp.256-258.
- 大瀧保広・畷田敏行・山本一幸・野口宏・佐藤伸也・外岡秀行・羽瀨裕真 (2020) 「茨城大学における遠隔授業／テレワーク支援」『学術情報処理研究』第24巻1号、pp.58-67.
- 河尻純平・國分真佐代・江口秀子・土田幸子・鈴木隆弘・武笠佑紀・松本あさみ・堀木実子・佐久間加留奈・郷良淳子 (2020.8) 「Zoom を用いた遠隔授業－大学および看護学科全体へ浸透させる取り組み」『看護教育』第61巻8号、pp.710-715.
- 京都看護大学看護学部 (2020.) 「新型コロナウイルス (COVIT-19) と教育継続への挑み」『京都看護大学紀要』第4巻、pp.59-61.
- 近藤剛 (2020.11) 「新型コロナウイルス感染症対策下での体育実技」『四国学院大学論集』第159号、pp.3-19.
- 菅原啓太・灘波浩子・川島珠実・鈴木聡美・岡根利津・西川真野・米川さや香 「新型コロナウイルス感染症の影響下における基礎看護学領域の取り組み－基礎看護方法Ⅳ (診療補助技術) の授業検討から」『三重県立看護大学紀要特別号』 pp.2-27.
- 高岡昌輝 (2020.11) 「新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う大学での授業等の対応 (新型コロナウイルス感染症；緊急企画セッション報告)」『環境衛生工学研究』第34巻4号、pp.18-24.
- 都築稔 (2020.5) 「全学オンライン授業導入」『大学マネジメント』第16巻2号、pp.13-17.
- 富家大器 (2020.9) 「Microsoft Teams を用いた遠隔授業に関する実践と課題－短期大学生を対象としたとりくみ」『教育研究実践論集』第9号、pp.137-149.
- 蓮沼直子・服部稔 (2021.2) 「広島大学医学部医学科におけるオンライン授業システムの構築－Microsoft Teams を用いたオンライン講義からオンライン臨床実習までこの半年を振り返る」『薬学教育』第5巻、pp.1-6.
- 藤木大三 (2020.12) 「リモート形式による体育授業に関する一考察－本学部1年「体育」授業における試みについて」『関西学院大学教育学論集』第12号、pp.88-97.
- 藤原喜仁 (2020.5) 「大学での ICT 活用の春」『大学マネジメント』第16巻2号、pp.76-83.
- 松政正俊・三枝聖・阿部博和・内藤雪枝・内金崎智・高橋広輝 (2020.12) 「COVID-19 感染拡大防止のためのオンラインでの講義・実習の実施と問題点」『岩手医科大学教養教育研究年報』、第55巻、pp.17-26.
- 本山一隆・重歳憲治・芦原貴司 (2020.12) 「滋賀医科大学における同時双方向型遠隔講義配信システムの整備」『学術情報処理研究』第24巻1号、pp.126-133.
- 山津幸司 (2020.10) 「新型コロナウイルス感染症蔓延初期の大学体育の開講状況－九州地区国立教員養成大学・学部開講授業の分析結果からの考察」『九州地区国立大学教育系・文系研究論集』第7巻1号、pp.1-18.

3. Web サイト・Web ページ

- 滝島雅子 (2020) 「新型コロナウイルス」関連の言葉～「コロナ禍」の使い方～」https://www.nhk.or.jp/bunken/research/kotoba/20200701_4.html (2020.3.1 参照)